

日本共産党川崎市議団、赤石ひろ子市議の一般質問

2020年 6月 23日 (火)

私は通告どおり、一問一答形式で、順次質問いたします。

【まちづくり局長に】

はじめに 車いす使用者向け市営住宅の整備拡充について、まちづくり局長に伺います。

質問①

本市は、1977年度より、市営住宅の建て替え時に車いす使用者向け住宅を整備してきました。車いす使用者向け住宅は、玄関の段差がなく、廊下などにゆとりを持たせた造りや、ドアはすべて引き戸仕様など、車いすの方が生活しやすいよう配慮されています。このような、車いす使用者向け住宅の現在の整備戸数について、行政区別に伺います。また、申し込み方法についても伺います。

答弁①

車いす使用者向け住宅の戸数などについての御質問でございますが、はじめに、区別の戸数につきましては、本年6月1日現在で、川崎区が24戸、幸区が28戸、中原区が2戸、高津区が53戸、宮前区が5戸、多摩区が15戸、麻生区が2戸でございます。市全体では129戸となっております。次に、申し込み方法につきましては、登録制となっております。新築住宅や空き住宅が生じた際に随時、登録順にご案内しております。

質問②

車いす使用者向け住宅は、抽選でなく登録制で、空きが出れば順番に入居できる仕組みとことです。しかし、登録してもなかなか入居できない現実があります。ある70代の1人暮らしの男性は、3年前に心臓血管手術の合併症で突如車いす生活になりました。病院でのリハビリを経て、老健施設に入所するも7か月で退所。以前住んでいたエレベーターなしの2階には住めません。すぐに車いす使用者向け市営住宅に登録しましたが、住み慣れた多摩区での登録順位は10番目。いまは順番を待ちながら、段差のある賃貸住宅で、外出用と室内用の2台の車いすを使い分けるという、不自由な生活を余儀なくされています。また、昨年都内から転入してきた60代の女性も、車いすで生活できる住居を見つけることができず、月30万円近くかかる有料老人ホームを選択せざるを得なかったと言います。市営住宅の登録も考えましたが、50人待ちと言われ、はなから諦めてしまったそうです。車いす使用者向け住宅の待機者はどれくらいいるのでしょうか。直近5年間の待機者数、待機者の年齢構成、待機者に占める単身世帯の割合について伺います。

答弁②

車いす使用者向け住宅の待機状況などについての御質問でございますが、はじめに、直近5年間の待機者につきましては、いずれも年度当初で、平成28年は46人、29年47人、30年58人、31年51人、令和2年53人でございます。次に、待機者の年齢構成につきましては、本年6月1日現在で、30歳未満が全体の9.6%、30歳から49歳までが19.2%、50歳から59歳までが19.2%、60歳から69歳までが17.3%、70歳以上が34.7%でございます。次に、待機者に占める単身世帯の割合につきましては、約4割でございます。

質問③

待機者はここ数年、50名前後と横ばい状態で、一向に改善されていません。しかも待機者の4割が単身世帯で、5割は60代以降の高齢者です。待機年数は平均で数年、最長13年の方もいると側聞します。いったい何年待てば入居が叶うのでしょうか。車いす使用者のニーズに、整備のスピードはまったく追いついていません。車いす使用者向け住宅は今後、どう整備されるのか、整備計画について伺います。

答弁③

車いす使用者向け住宅の整備についての御質問でございますが、現在、第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建替えなどの整備を進めているところでございまして、団地ごとの計画を策定していく中で、従前に入居状況や立地条件及び待機者数等を考慮し、車いす使用者向け住宅の戸数等を決定することとしております。

質問④

事前に伺ったところでは、車いす使用者向け住宅は、次年度中に多摩区中野島住宅に5戸整備されますが、それ以降は未定とのことでした。整備戸数の決定には待機者数も考慮することですが、それならば、この戸数では到底足りません。整備戸数を早急に拡充すべきと考えますが、見解を伺います。

答弁④

車いす使用者向け住宅の整備についての御質問でございますが、今後、第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画において、建替えに位置付けられている、生田住宅ほか4団地につきまして、従前に入居状況や立地条件及び待機者数等を考慮し、車いす使用者向け住宅の整備を進めてまいります。

質問⑤

車いす使用者で、とりわけ介助者が身近にいない単身世帯の方にとって、住みやすい住宅

の確保は切実な課題です。バリアフリーの民間賃貸住宅を探すのは極めて困難であり、賃貸だとリフォームすることもできません。待機者への住宅斡旋など、本市のフォロー体制はあるのか、伺います。

答弁⑤

待機者への対応についての御質問でございますが、車いす使用者向け住宅を希望される方につきましては、登録をされる際に、障がいの程度や希望する居住エリアを確認しておりますが、標準的なバリアフリー仕様の住宅を希望される場合には、通常の定期募集の申し込みにつきましても、ご案内をしているところでございます。

また、民間賃貸住宅への入居につきましては、本市、福祉団体及び市内不動産団体等で構成される川崎市居住支援協議会における取組として、川崎市住宅供給公社において、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者向けの相談窓口を運営し、支援しているところでございます。今後、同協議会において、車いす使用者向け住宅の市場動向などの把握を行いながら、相談窓口の充実に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

赤石市議より

意見要望です。車いす使用者向け住宅は坂の多い丘陵地には不向きであり、立地条件が限られますが、中原区、宮前区、麻生区では一桁という整備状況です。住み慣れた地域で暮らしたいという願いや、車いす使用者向け住宅の待機者に、単身で高齢の方も高い実情を踏まえ、第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画の前倒しなど、スピード感ある整備と戸数拡充を強く要望し、次の質問に移ります。

【環境局長に】

つぎに、急増する戸建て住宅のごみ収集について、環境局長に伺います。

質問①

多摩区では近年、狭い敷地に多棟の戸建て住宅建設が各地で見られ、地域によっては、それに伴うごみ収集のトラブルが生じています。多摩区堰の自治会は、区域内に狭隘道路が多いために、数年前に数軒程度の少世帯制でネットにまとめてごみ出しをするルールを決め、町内美化に取り組んできました。しかし、「最近古い家が取り壊され、跡地に3、4軒、5、6軒といった戸建て住宅開発が増えてきた。小規模開発とはいえ、1世帯だったところが3世帯、4世帯に増えるのだから、当然ごみの量も増加する。建設業者から入居者への説明も不十分なことが多く、ごみ出しのルールも崩れつつある」と自治会役員は嘆いています。はじめに、本市における、ごみ集積所の設置ルール、回収ルールについて、伺います。

答弁①

ごみ集積所についての御質問でございますが、本市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋10戸以上、戸建10戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することについて、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務づけているところでございます。また、設置にあたっては、周辺環境の公衆衛生の確保や、安全なごみ収集作業を目的とし、設置場所、構造等について、定めているところでございます。

義務付けの対象外となる、10戸未満の場合につきましても、所管する生活環境事業所において、建築段階の事前相談を受けており、その中で地域の実情に合わせたごみ集積所の新規設置に向けた調整や、既存のごみ集積所を利用する場合には、近隣住民・町内会などと相談するよう求めるなどの対応を行っております。

次に、排出方法等のルールにつきましては、一般廃棄物処理実施計画の中で、分別区分に従い排出することなど、市民等の協力義務を定めており、併せて、収集後や夜間にごみを出さないことなど、ルールやマナーの徹底について周知を行っております。

質問②

本市の条例や要綱で、建築事業者にごみ集積所設置が義務づけられているのは、10戸以上の共同住宅と開発行為を伴う10戸以上の戸建て住宅を建設する場合とのことです。しかし、例えば、異なる事業者による5戸の戸建て住宅街区が隣接する場合、事業者にはごみ集積所の設置義務はありませんが、ごみの量は合わせて10世帯分となります。このようにごみ集積所を持たない住宅群が地域内に無秩序に増えるのは問題です。ごみ集積所の設置義務の基準を10戸以上とした理由について伺います。戸数にこだわらず、地域の実情に合わせたルールづくりが必要と考えますが、見解を伺います。

答弁②

設置基準などについての御質問でございますが、本市におきましては、概ね10から15世帯に1箇所割合でごみ集積所が設置されていることや、他都市の状況、さらには、計画敷地内にごみ集積所を設ける際の経済的負担などを総合的に勘案して、10戸以上の場合には、敷地内にごみ集積所を設置することを定めているところでございます。また、仮に、10戸未満で設置義務を持たせた場合には、狭艦な敷地にごみ集積所を設置するのが難しいことや、ごみ収集車が通行できないなど、収集作業に支障が生じることが考えられるところでございます。そうしたことから、現在、所管の生活環境事業所での事前相談において、地域の実情に合わせたきめ細かな対応を行っているところでございます。

赤石市議より

「地域の実情に合わせたきめ細かな対応」と言っても限界があるのではないのでしょうか。最近

は、町内会・自治会に加入しない転入者も多く、事前相談の内容が徹底されないなど、現行のルールで、実際、問題が起こってきているのです。そもそも、ごみ置き場を作る余地もなく、70平米程度の狭い敷地に建ぺい率、容積率いっぱいの家屋を建てるような開発行為自体、もっと厳しく規制すべきです。多摩区ではごみ集積所の数も、登戸、菅、宿河原などを中心にこの5年間で677か所も増えたと側聞します。1年間で135か所も増えている計算になります。集積所の増加状況や、急増する小規模戸建て住宅の実態を把握し、それらに応じたごみ出しルールの見直しを要望しておきます。

【健康福祉局長に】

つぎに 介護事業所へのコロナ対策、支援について、健康福祉局長に伺います。

質問①

コロナ感染拡大による緊急事態宣言下でも、本市では介護事業所に対し休業要請は行いませんでした。しかし、感染リスク回避によるサービス利用者の減少やスタッフ不足から自主休業や事業縮小を余儀なくされた状況も伺えます。緊急事態宣言下と宣言解除後の、本市における介護事業所の経営状況、利用者数の変化について、事業形態別に、伺います。

答弁①

区分経営状況等についての御質問でございますが、緊急事態宣言下における介護事業所の状況等につきましては、本市が4月に実施した新型コロナウイルス感染症に係る影響についてのアンケート調査の結果、訪問系サービス事業所の約2割、通所系サービス事業所の約7割が、利用者が1割以上減少していると回答しており、特に通所系サービス事業所における経営環境が悪化しているものと認識しております。

また、今後につきましては、国民健康保険団体連合会からの介護給付費のデータ等により、事業所の状況について確認を行ってまいります。

質問②

通所系サービス事業所では、約7割で利用者減が確認されたとのこと。利用者減少の対策として、コロナ禍においては、「デイサービスなどの通所系サービス事業所が、利用者の居宅でサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に応じて介護報酬を算定できる」という特例措置が講じられましたが、本市でそうした事例はあったのか、伺います。

答弁②

介護報酬算定についての御質問でございますが、特例措置の適用につきましては、一定数の通所系サービス事業所等からの問い合わせがあることから、サービス提供が行われているものと考えておりますが、実際の適用に当たっては、通

所介護計画の変更が必要となることから、今後実施する実地指導において、状況を確認してまいります。

質問③

通所サービスから訪問サービスへ切り替えた事業所も一定数あるようですが、サービス提供にあたるスタッフ確保等の課題があり、すべての事業所がシフトできるわけではありません。また、電話などによる利用者の安否確認等も介護報酬に算定されますが、通所サービスと同等に利用者負担が生じるため、利用者との合意形成が難しいとのこと。介護報酬は利用者数に応じて支払われるため、利用者の減少は事業所の経営を直撃します。

高津区にある老人健康保険施設では、デイサービス利用者や新たなショートステイ入所者の減少などで4月は前月に比べ400万円の収入減。それに加えて、マスク、ガウン、フェイスシールド、グローブ、消毒液などの価格が高騰し、感染防止にも欠かせない衛生用品の購入費が通常時の3倍近くまで膨れ上がったと言います。さらに、肺炎を起こした入所者の受け入れ病院が見つからず、結局、入所療養となりました。施設での医療行為は介護保険も医療保険も対象にならないものがあり、事業所の持ち出しになるのではと案じています。こうしたコロナに係る諸経費は国の第1次補正予算に盛り込まれた「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の対象にはならないのか、伺います。また、国の2次補正予算には、介護従事者への慰労金支給が組まれています。支給金額や支給方法、支給のタイミングについて、伺います。

答弁③

介護老人保健施設についての御質問でございますが、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業につきましては、休業要請を受けた事業所や、利用者又は職員に感染者が発生した事業所等を補助対象とすることから、それらの状況に該当しない利用者数の減少や、衛生用品等の購入費用については、補助の対象とならないこととなっております。

また、介護老人保健施設につきましては、原則として施設が行う治療等に要する費用については、施設サービス費に含まれることから、別途算定できないこととなっておりますが、肺炎、尿路感染症、带状疱疹に罹患した入所者に対して、医療的処置を行った場合につきましては、通常の施設サービス費に加え、所定疾患施設療養費が算定できることとなっております。

つぎに、慰労金支給についての御質問でございますが、慰労金につきましては、国の第2次補正予算における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の枠組みの中で、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた従業者に対して支給されるものでございます。支給金額につきましては、新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する従業者に対して20万円、それ以外の従業者に対して5万円となっております。支給方法及び支給時期につきましては、今後、国から示される内容について確認してまいりたいと存じます。

質問④

次に、介護事業所におけるコロナの第2波、第3波への備えについてです。本市では5月に、中原区の認知症グループホームでクラスターが発生しましたが、このときの本市の対応について、伺います。今後同様の事例が発生した場合の医療供給体制、感染拡大防止体制についても、伺います。

答弁④

集団感染についての御質問でございますが、5月13日に、発熱により救急搬送された入居者2名に対してPCR検査を実施し、陽性反応が確認されて以降、関係部署との連携により感染症の専門家とともに施設を訪問し、感染拡大の防止と、継続的な施設運営を確保するため、施設の事業形態等を踏まえながら、適切に指導・助言を行ったところでございます。

また、感染拡大防止体制等についての御質問でございますが、今後、高齢者施設において感染者が発生した場合には、原則として、入院により必要な医療を捌共するとともに、さらなる感染拡大を防止するため、施設に対しては、関係部署との連携により、必要な指導・助言を行い、併せて、継続的な施設運営に必要な支援を行ってまいります。

質問⑤

さらに、PCR検査についてです。わが党は代表質問や委員会でも繰り返し求めてきましたが、感染すると重症化しやすい高齢者との濃厚接触が避けられない介護従事者への定期的な検査を行うべきと考えますが、見解を伺います。

答弁⑤

PCR検査についての御質問でございますが、PCR検査は、国の示す「検査対象者」の目安に基づき、医師が検査を必要と判断する方や患者の濃厚接触者を検査対象とし、適切に検査につながるよう調整してきたところでございます。検査要件につきましては、国の「積極的疫学調査実施要領」が5月末に改正され、患者の濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から、原則、無症状者を含め全ての方を検査対象とすることとされました。今後につきましても、検査に関する国の方針や専門家の意見などを注視しながら、必要な方に対して適切に対応してまいりたいと存じます。

赤石市議より

意見要望です。新型コロナウイルス感染症による介護事業所の経営状況について、市はとくに「通所系サービス事業所における経営環境が悪化しているものと認識している」としながら、市内の多

くの事業所は感染者が出なかったため、国のかかりまし経費補助の対象にはならないとの答弁でした。多くの高齢者と密接にかかわる介護事業所は、利用者減で厳しい状況下にもありながらも、懸命に感染防止に努めながら営業してきました。コロナ感染者の有無にかかわらず、すべての事業所に対し、せめてコロナ対策でかかった経費について、市が独自の支援をすべきではないでしょうか。また、感染者数が落ち着いているいまだからこそ、介護従事者にもPCR検査を積極的に行うよう、強く要望しておきます。

【こども未来局長に】

最後に 児童養護施設退所者のアフターフォローについて、こども未来局長に伺います。

質問①

保護者がいない、親の虐待など、さまざまな事情により児童養護施設で暮らす子どもは全国に2万7026人。事前ヒアリングで、本市では2020年6月1日現在、川崎愛児園、白山愛児園、すまいる、新日本学園の4施設に計175人が生活していると側聞します。児童福祉法では入所対象となる「児童」を18歳未満と規定しており、特例を除き多くが高校卒業と同時に施設を退所します。今年3月の、本市における18歳の退所者数と、その進路について伺います。

答弁①

児童養護施設の退所者についての御質問でございますが、18歳を迎え、本市が所管する児童養護施設から本年3月で退所した児童の数は9名で、その進路の内訳は、就職が6名、進学が2名、その他が1名となっております。なお、就職した6名はいずれも正規雇用であると伺っております。

質問②

9名の退所者のうち就職した6名はいずれも正規雇用とのことですが、就職先の業種について伺います。また、コロナの影響による内定取り消し、あるいは休業の有無、休業の場合、給与は支払われているのか、伺います。

答弁②

就職した退所者についての御質問でございますが、就職先の業種は、物流関係2名、土木関係2名、福祉関係1名、医療関係1名となっており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により内定が取り消しになった方はおりませんが、お一人の就職先が4月1日から5月31日まで休業となったため、休業補償を受けたと伺っております。

質問③

就職者へのコロナの影響が少なかったのは何よりですが、今後も見守りが必要です。一方進

学者ですが、わずか2名とのことです。施設退所者の進学率が低いのは経済的な理由が大きいと言われますが、本人が進学を希望する場合、進学費用はどのように準備するのか、また、進学支援制度はあるのか、伺います。

答弁③

進学支援についての御質問でございますが、進学を希望する児童は、実親からの支援が望めない場児童手当やアルバイト代を進学費用の一部として計画的に貯蓄しているケースが多いと伺っております。これらの児童への支援につきましては、平成30年度から本市独自の事業といたしまして、入所児童の学力向上に向け、小学生から高校生までを対象とした学習塾や家庭教師の活用など、児童の個性に合わせた学習支援の実施に'伴う経費を施設に支弁するとともに、大学や専修学校等に進学した児童に対して返済不要の奨学金を給付するなど、進学支援を行っているところでございます。

質問④

就職にせよ、進学にせよ、彼らにとって退所はすなわち「自立」を意味しますが、親を頼れない一方で、未成年などの理由で行政支援にもつながれないなど、施設から社会へと踏み出す彼らの前途は多難です。東京都世田谷区では施設退所者に向けて、高齢者用区営住宅の空室を月額1万円程度の廉価な家賃で提供する住宅支援を開始。困ったときに相談できる支援所や居場所づくりも各地で始まっています。本市では、施設退所者の生活状況はどこまで追跡、把握しているのか、また退所者に対し、どのようなアフターフォローを行っているのか、伺います。

答弁④

退所者へのアフターフォローについての御質問でございますが、18歳を迎え措置解除となった退所者につきましては、急激な生活環境の変化により、自立した生活になじめないケースもあることから、退所後も安心して生活を送ることができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後も5年間は、退所者の状況確認を行うとともに、仕事や学校、生活での困りごと等の相談に応じているところでございます。また、様々な事情により、措置解除後22歳まで引き続き施設で生活する場合においては、必要となる居住費及び生活費の支援を行っているところでございます。

質問⑤

退所後だけでなく、退所前の児童養護施設入所期間中の支援の重要性も叫ばれています。都内の児童養護施設に15年間の勤務経験をもつ元職員は「児童相談所で保護され施設入所する子どもの6割は虐待経験があり、こうしたケースが急増しています。彼らは心身ともに傷ついており、まずは一人一人に寄り添ったきめ細やかなケアが必要ですが、職員は不足がち

で、食事や就寝、学校への送り出しなどのルーティンワークをこなすのが精一杯」と言います。本市の児童養護施設の人員配置、心理カウンセラーなどの専門職の配置について伺います。また、行き届いたケアをするために、どんな対策を講じているかについても、伺います。

答弁⑤

職員配置等についての御質問でございますが、本市では、国基準を上回る職員配置により、児童一人ひとりに対する職員数をより多く確保し、家庭的な環境で養育を行うことができる体制とするとともに、各施設には児童指導員や保育士、心理療法担当職員等の専門職を配置し、複数の専門職によるきめ細やかな支援を行う中で、児童を養育しているところでございます。また、職員の確保や定着支援に向けましては、今年度から新たに市独自の住宅手当加算を開始したところでございます。次に児童へのケアにつきましては、施設においては小規模ユニットケアによる養育を行うとともに、児童が地域社会において家庭的な生活を営む中で支援が受けられるよう、本体施設から離れた環境で養育を行う「地域小規模児童養護施設」についても設置を推進しているところでございます。

赤石市議より

本市では、児童養護施設の人員配置は国の基準である4人に1人をよりも手厚い配置で、より家庭的な地域小規模児童養護施設の整備も進めているとのこと。また、進学については、市独自の支援を行っているとのこと。しかし、それでも施設退所者の進学率は20%台に留まっています。彼らの学ぶ権利を保障する、より手厚い支援が必要です。また、退所後のアフターフォローはわずか5年です。在所中の学びながらの貯蓄には限りがあり、彼らの多くは十分な蓄えもなく18歳の若さで巣立っていきます。まだ先の長い彼らの人生において、5年はあまりに短かすぎます。東京都が都所管の施設を退所後1年から10年が経過した3,920人に対して実施したアンケート調査では、施設が連絡先を把握していたのは半分以下の1,778人でした。就職や進学をしても経済的に行き詰まり、消息を絶ってしまう退所者も多いと言います。家族が一生家族であるように、出身施設は退所者にとって一生頼れる存在であるべきです。一定の年齢で支援を打ち切るのではなく、個々のニーズに応じた切れ目のないサポートを要望します。そして本テーマについては今後も注視していくこととし、私の質問を終わります。